

板橋区緊急保育制度実施要綱

(昭和52年10月6日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の死亡、失踪又は疾病等により緊急に保護を必要とする児童を一時的に保育（以下「緊急保育」という。）することによって、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(保育場所)

第2条 緊急保育は、第5条に定める資格を有する緊急保育者（以下「保育者」という。）の自宅において行う。

(対象児童)

第3条 緊急保育を受けることができる児童は、区内に住所を有する産休明けから小学校就学前までの、健康で、他に保育する者がなく、次の各号の一に該当する者とする。ただし、当該保育者と3親等以内の親族関係にある児童は除く。

- (1) 保護者が、死亡又は行方不明になった者
- (2) 保護者が、入院した者
- (3) その他区長が、必要と認めた者

(緊急保育の申込及び紹介)

第4条 緊急保育を受けようとする児童の保護者は、保育委託紹介申込書（別記第8号様式）、身体検査書（別記第9号様式）及び保育に欠ける証明書を添えて区長に申込みものとする。

2 区長は、前項により申込みのあったときは、児童委託申込整理簿（別記第10号様式）に記入のうえ、前条に掲げる要件を備えているかを審査し、紹介状（別記第11号様式）により保育者に紹介する。

3 緊急保育期間の延長を希望する保護者は、保育委託延長申込書（別記第8号の2様式）に保育延長を必要とすることを証する書類を添えて区長及び緊急保育者に申込まなければならない。

4 区長は、前項による申込みのあったときは、第2項に掲げる児童委託申込整理簿（別記第10号様式）に記入し処理しておかななければならない。

(保育者の資格)

第5条 保育者は、児童の福祉に深い理解と関心があり、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 区内に居住する満30歳以上60歳（区長が特に認める場合は満65歳）未満の者であること。ただし、年度の途中で資格年齢の上限に達したときは、当該年度末までとする。
- (2) 保育士、教員、看護師、保健師若しくは助産師のいずれかの資格を有し、かつ児童保育の経験を有していること。
- (3) 家庭生活が健全であること。
- (4) 緊急保育に対応できること。
- (5) 本人及び家族が健康であること。
- (6) 6歳未満の児童（受託児童を除く。）を養育していないこと。

(施設の基準)

第6条 児童を緊急保育するため使用する部屋は、通風、採光が良く、面積9.9平方メートル（6畳）以上であり、原則として1階に有するものとする。ただし、建物が建築基準法第2条

第9号の2に規定する耐火建築物の場合は、2階以上に設けることができる。

(保育者の申込及び認定並びに契約)

第7条 保育者となろうとする者は、緊急保育者申込書（別記第1号様式）、健康診断書（別記第2号様式）、保育者の資格を証明する書類及び住民票の写しを添えて、区長に申込みものとする。

2 区長は、前項により保育者の申込みがあった場合は、第5条に定める資格要件及び第6条に定める施設の基準に基づき審査し、適当と認めるときは、保育者に認定するとともに緊急保育者認定通知書（別記第4号様式）を発行する。

3 区長は、前項により保育者に認定したときは、保育者と緊急保育事業の委託契約を締結する。
(保育者の辞退)

第8条 保育者は、児童を保育出来ない事情が生じたときは、区長に緊急保育者辞退届（別記第5号様式）により辞退の届出をしなければならない。

2 区長は、前項により辞退届を受理したときは、緊急保育者台帳（別記第3号様式）から削除するとともに、緊急保育者辞退承認書（別記第6号様式）を発行する。

(認定の取消)

第9条 区長は、緊急保育者が次の各号のいずれかに該当する場合は、保育者の認定を取消すものとする。

- (1) 第5条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第6条に定める基準を満たさなくなったとき。
- (3) 第14条第3項の定めに従わず、不相当と認められるとき。
- (4) 緊急保育者又はその家族が禁固以上の刑に処せられたとき。
- (5) その他区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項により認定の取消しをしたときは、緊急保育者台帳から削除するとともに、緊急保育者認定取消通知書（別記第7号様式）により当該保育者に通知し、緊急保育者表示板を返還させるものとする。

(緊急保育基準)

第10条 緊急保育を実施する基準は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 保育者1人が緊急保育する児童数は3人以内とする。
- (2) 緊急保育日は、原則として次に掲げる日を除く毎日とする。
 - ア 日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に定める休日
 - イ 1月2日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで。
- (3) 緊急保育時間は、午前8時から午後5時までの間とする。ただし、保護者の勤務の都合その他の事情により必要があるときは、保育者と保護者が協議して、保育時間の延長をすることができる。
- (4) 緊急保育期間は、1か月以内とする。ただし、区長が必要と認められた場合は、3か月まで延長することができる。

(受託児童の届出)

第11条 保育者は、保護者と保育委託契約を締結したときは、契約書写により区長に届出なければならない。

2 児童の保育委託契約を解約したときは、保育者は、速やかにその旨を解約届（別記第13号様式）により区長に届出なければならない。

(緊急保育料)

第12条 保護者は、緊急保育料として児童1人につき、日額900円を負担しなければならない。

2 保育時間を延長する場合は、1時間につき400円を負担しなければならない。

(委託料の支払)

第13条 区長は、保育者と契約を締結したときは、別表に定めるところにより、保育者に対して委託料を支払う。

(遵守事項)

第14条 保育者は、児童の健康管理に常に細心の注意を払うとともに、あらかじめ急を要する場合等のため、必ず医師を指定しておかなければならない。

2 保育者は、疾病、災害等のため児童の保育を適切に行うことが困難となったときは、直ちに区長に報告しなければならない。

3 保育者は、児童の保育に関して区長の助言、指導に従わなければならない。

(賠償責任保険)

第15条 保育者は、次の各号に定める限度額以上の賠償責任保険にそれぞれ加入しなければならない。

(1) 1回の事故につき 3億円

(2) 1名の事故につき 4,000万円

(報告)

第16条 保育者は、受託児童数の月間報告を保育日表(別記第12号様式)により翌月の5日までに区長に届出なければならない。

2 保育者は、建物の構造若しくは規模等に変更があった場合は、建物構造・規模等変更届(別記第14号様式)により速やかに区長に届出なければならない。

3 保育者は、事業終了後4月末日までに、当該年度の収支状況を緊急保育者収支状況報告書(別記第15号様式)により区長に報告しなければならない。

(検査)

第17条 区長は、第7条第3項の規定に基づく契約を締結した場合において、必要があると認めるときは、保育者に報告を求め、又は職員をして保育場所に立ち入らせて実地に検査させることができる。

(保育室等での実施)

第18条 保育室及び家庭福祉員事業及び区内私立保育所においても、本要綱に準じて緊急保育を実施するものとする。保育時間、保育内容等については、板橋区保育室緊急保育実施要綱及び板橋区家庭福祉員制度運営要綱及び板橋区私立保育所緊急保育実施要綱に基づき行う。

付 則(昭和52年10月6日区長決裁)

この要綱は、昭和52年10月5日から適用する。

付 則(昭和53年4月13日区長決裁)

この一部改正は、昭和53年4月1日から適用する。

付 則(昭和54年4月2日区長決裁)

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

付 則（昭和55年4月10日区長決裁）

この一部改正は、昭和55年4月1日から適用する。

付 則（昭和56年5月29日区長決裁）

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

付 則（昭和57年3月30日区長決裁）

この一部改正は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則（昭和58年5月10日区長決裁）

この一部改正は、昭和58年4月1日から適用する。

付 則（昭和59年5月10日区長決裁）

この一部改正は、昭和59年4月1日から適用する。

付 則（昭和60年3月26日区長決裁）

この一部改正は、昭和60年4月1日から適用する。

付 則（昭和61年3月31日区長決裁）

この一部改正は、昭和61年4月1日から適用する。

付 則（昭和62年3月31日区長決裁）

この一部改正は、昭和62年4月1日から適用する。

付 則（昭和63年3月31日区長決裁）

この一部改正は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則（平成元年3月17日区長決裁）

この一部改正は、平成元年4月1日から適用する。

付 則（平成2年3月31日区長決裁）

この一部改正は、平成2年4月1日から適用する。

付 則（平成3年3月29日区長決裁）

この一部改正は、平成3年4月1日から適用する。

付 則（平成4年3月7日区長決裁）

この一部改正は、平成4年4月1日から適用する。

付 則（平成5年3月24日区長決裁）

1 この一部改正は、平成5年4月1日から適用する。

2 第5条第6号に掲げる事項については、改正前に保育者として認定された者には適用しない。

付 則（平成6年3月31日区長決裁）

この一部改正は、平成6年4月1日から適用する。

付 則（平成7年3月30日区長決裁）

この一部改正は、平成7年4月1日から適用する。

付 則（平成8年3月29日区長決裁）

この一部改正は、平成8年4月1日から適用する。

付 則（平成9年3月28日区長決裁）

第1条 この一部改正は、平成9年4月1日から適用する。ただし、改正後の第12条の緊急保育料の規定は、平成9年10月分以降の料金について適用し、9月分以前の料金については、なお従前の例による。

（経過措置）

第2条 第5条の規定中、区長が特に認める場合の資格年齢は、平成9年度においては満70歳、平成10年度においては満69歳、平成11年度においては満67歳とする。

付 則（平成10年3月31日区長決裁）

この一部改正は、平成10年4月1日から適用する。

付 則（平成11年3月24日区長決裁）

この一部改正は、平成11年4月1日から適用する。

付 則（平成12年3月28日区長決裁）

この一部改正は、平成12年4月1日から適用する。

付 則（平成14年8月30日区長決裁）

この一部改正は、平成14年9月1日から適用する。

付 則（平成21年3月30日区長決裁）

この一部改正は、平成21年4月1日から適用する。